

熊本県土木部 工事書類の簡素化(削減・省力化)について

1. 書類簡素化(削減・省力化)の目的

この取り組みは、建設業界における働き方改革の推進を図るため、契約約款や土木工事共通仕様書等に定める以上の書類作成・提出を抑制することで、労力の省力化を図るものです。

2. 簡素化書類一覧

今回14項目の書類について、簡素化を明示しました。

1. 今回提出不要とした書類	
① 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の使用状況(シール)写真の提出は不要	
	施工プロセスチェックリストでの確認事項であるため、竣工書類にシール写真の添付(電子納品)を不要としました。
2. 今回提出要件を緩和した書類	
② 一定規模に満たない工事(※)は建設副産物情報交換システム工事登録証明書、及び再生資源利用(促進)計画書(実施書)の提出は不要	
	一定規模に満たない工事(※)の建設副産物情報交換システム工事登録証明書、及び再生資源利用(促進)計画書(実施書)の提出を不要としました。 【令和2年4月1日以降入札工事から適用】 (※)一定規模に満たない工事については、別添の「工事書類の簡素化(削減・省力化)のポイント」参照
3. 今回改めて、作成・提出の要否、及び範囲を明示した書類	
③ 工事担当技術者台帳は作成・提出不要	
④ 有資格者であれば現場代理人・主任(監理)技術者通知書への工事経歴添付は不要	
⑤ CORINSの登録内容(確認段階)と登録結果の提出は不要	
⑥ 品質・出来形管理におけるヒストグラムは作成・提出不要	
⑦ 使用材料確認は、品質を証明する資料のみ提出とし、試験報告書等バックデータの添付は不要	
⑧ 監督職員等が臨場した段階確認の報告資料には、立会状況写真の添付は不要	
⑨ 監督職員等が臨場した現場立会(⑧以外)の報告資料には、立会状況写真の添付は不要	
⑩ 変更施工計画書は、変更部分のみ記載とし、最終版(一連版)の作成・提出不要	
⑪ 工事測量における基準点の使用承諾は不要	
⑫ 工事事前測量結果において、設計図書の数値と差異がなければ測量結果の提出は不要	
⑬ 現場環境改善の実施報告書は作成・提出不要	
⑭ 工事写真のダイジェスト版(紙ベース)は作成・提出不要	

3. 対応

工事書類簡素化の目的に鑑み、熊本県土木部では以下の対応に取り組みます。

- ・ 監督職員及び検査員は、上記の不要書類の提出を求めない
- ・ 検査員は、作成不要書類や資料、写真の添付について、工事成績で評価(加点)しない
- ・ 監督職員及び検査員は、今回明示した項目以外においても、契約約款や土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準に基づいた適切な書類要求を行い、工事書類の簡素化に努める